

第9期指宿市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)に関するご意見及び市の考え方

No	該当ページ	ご意見	市の考え方
1	全体	<p>介護における「介護施設の職員らによる虐待」の実態は、厚労省が「高齢者虐待防止法」により市町村を通じて集計した報告書を見ればその深刻度が年々増していることが分かる。</p> <p>この介護施設の職員らによる深刻な課題である高齢者虐待防止については、国の指針を引用した図表 1-1-6 や本計画の図表 1-1-7 に「用語」としては出てくる。</p> <p>本計画が「介護保険事業計画」であるとはいえ、その「防止」にかかる考え方や具体的な施策、また、「虐待」を「早期に発見」し、「事例が発生した際の対処方針」、「介護施設や指宿市、関係団体」間の「情報共有の仕組み」及び「対処方針」などについて、本計画では「深化」させた施策を盛り込んでおく必要はないか。</p>	<p>高齢者虐待防止対策は、基本方針の1つに位置付けて、国や県、その他関係機関等と連携を図りながら、防止対策に取り組んでいきます。</p>
2	全体	<p>タイトルの前に付けている「□」と「>」は削除した方がスッキリするし、何よりこれらに特段の意味はないと思う。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては参考にさせていただきます。</p>
3	P.1	<p>次の部分を見直す。</p> <p>「本市においても、令和5(2023)年9月末時点においては、高齢化率が41.2%と国の平均を大きく上回っており、団塊ジュニア世代が高齢者になる令和 22(2040)年には、高齢化率はますます増加する一方で、64歳未満の生産年齢人口は減少していく見込です。」</p> <p>(見直し案)</p> <p>「本市では、令和5(2023)年9月末時点において、高齢化率が 41.2%となり国の平均を大きく上回っています。また、令和7(2025)年には団塊の世代が75歳以上、令和 22(2040)年には、団塊ジュニア世代が65歳</p>	<p>ご意見を参考に次のように改めます。</p> <p>「本市では、令和5(2023)年9月末時点の高齢化率が41.2%となり国の平均を大きく上回っています。また、令和7(2025)年には団塊の世代が75歳以上、令和 22(2040)年には団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢化率が増加する一方で64歳未満の生産年齢人口は減少していく見込みです。」</p>

		以上となり、高齢化率は増加する一方で、64歳未満の生産年齢人口は減少していく見込です。」	
4	P.2	次の部分を見直す。 「本市ではこれらを一体的に策定しています。」 (見直し案) 「本市では、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しています。」	ご意見を参考に次のように改めます。 「高齢者福祉計画」は、老人福祉法に基づき各市町村が策定することとされており、主な福祉サービスの見込み量を明らかにし、高齢者福祉事業全般にわたって供給体制の確保に関して必要な事項を定めるものです。
5	P.2	高齢者福祉計画は・・・計画として策定します」は「高齢者福祉計画は・・・計画です」と、同様に、「指宿市総合振興計画」との整合性・・・上で策定します」は「指宿市総合振興計画」との整合性・・・上で策定しました」とすべきではないか。	また、「介護保険事業計画」は、介護保険法に基づき各市町村が策定することとされており、介護保険サービス給付費や地域支援事業費の見込み量を推計し保険料を定めるなど、介護保険事業の円滑な運営に際して必要な事項を定めるものです。
6	P.2	「(1)」と「(3)」は本計画の拠って立つところの法令や計画等であることから「(1)計画の位置づけ及び上位計画等との関係」などとまとめたらどうか。	本市では、将来におけるあるべき姿と進むべき方向について、基本的な指針を定めた最上位計画である「指宿市総合振興計画」や高齢者福祉施策に関連する他の計画を踏まえながら、高齢者の福祉施策の総合的推進を図るため、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」として両計画を一体的に策定しています。」
7	P.2	(2)の計画期間について、今回の計画は第9期計画(令和6～8年度)の3年間についてなので、図表に第10期計画、第14期計画を記載する必要があるか。必要であれば、今回の第9期計画自体がボケてしまうような気がする。	様々なご意見を踏まえた上での表記とさせていただいておりますので、当該表記のままで掲載させていただきます。
8	P.3	下段に「市長への答申」とあるが、それに先立つ「諮問」の「相手方」、「時期」、「諮問文」等はどうなっているのか。 これらについても記述しておく必要はないのか。	諮問書については、4ページの(2)-②に掲載している第1回計画策定委員会の開会前に市長より策定委員へお渡ししています。なお、計画策定委員の構成名簿は、完成版の資料編に掲載します。
9	P.5	次の部分を見直す。	厚生労働省の基本指針から抜粋したものであることから、当該表

		<p>「13 都道府県による市町村支援及び都道府県、市町村間及び市町村相互間の連携」 (見直し案)</p> <p>「13 都道府県による市町村支援、都道府県と市町村間及び市町村相互間の連携」</p>	記のままで掲載させていただきます。
10	P.6	<p>次の部分を見直す。</p> <p>図表 1-1-7 「第9期の計画策定の策定に向けて」 (見直し案)</p> <p>図表 1-1-7 「第9期の計画の策定の概要」</p>	<p>厚生労働省の資料から抜粋したものであることから、次のとおり改めます。</p> <p>図表 1-1-7 厚生労働省「第9期計画において記載を充実する事項」より抜粋</p>
11	P.9	<p>「第3節」は削除し、要点部分のみをP19の「第1節」に書き込んだらどうか。</p> <p>本計画の「基本理念」と「基本目標」の“初出”にふさわしいのは、P9とP10のどちらなのか。P9ではこれらはSDGsに従属して規定しているように見える一方、P10では第1節-1計画の基本理念に「…高齢者に関する福祉施策及び…を総合的に推進するため、次の基本理念を定めます」と「指宿市の意志」がはっきりと感じ取れるが。</p>	いただきましたご意見を参考にSDGsの取り組みについての掲載場所を、基本理念と基本目標を具体的に掲載した第3章第1節4項目に変更し、タイトルを4「SDGsとの関連」としました。
12	P.10	<p>図表 2-1-1 の「年」表記を「年度」表記に改める。</p> <p>次の部分を見直す。</p> <p>「<u>団塊の世代が75歳以上になる、令和22(2040)年の推計では、</u>」 (見直し案)</p> <p>「<u>団塊ジュニア世代が65歳以上になる、令和22(2040)年度の推計では、</u>」</p>	<p>ご指摘いただいた人口推移の年度表記については、参考値である国立社会保障・人口問題研究所推計人口の表記を参考にしています。</p> <p>文書中の「令和8(2026)年度」を「令和8(2026)年」に、「団塊の世代が75歳以上になる、令和22(2040)年の推計」を「団塊ジュニア世代が65歳以上になる、令和22(2040)年の推計」に改めます。</p>
13	P.20	<p>次の部分を見直す。</p> <p>「第9期計画(令和6～8年度の3年計画)となる本計画は、」</p>	ご意見のとおり改めます。

		「方針に対応した様々な施策の推進も重要です。」 (見直し案) 「第9期計画(令和6～8年度の3年計画)は、」 「方針に対応した様々な施策の推進も重要となります。」	
14	P.29	図表 3-2-7 及び図表 3-2-8 の見込み量について、高齢者人口が減少している中で、今後の利用者数の増加は見込めないのではないか。また、健康づくりが活かされていないと見なされるのではないか。	計画値については、利用実績や人口等の推移、社会的背景等を考慮して見込んでいます。
15	P.29	文中の「健康診査」は「健康診断」に改める。	「健康診査」で記載させていただきます。
16	P.30	次の部分を見直す。 「 <u>医師・歯科医師・管理栄養士・保健師・管理栄養士</u> 」 (見直し案) 「 <u>医師・歯科医師・管理栄養士・保健師</u> 」	ご指摘のとおり改めます。
17	P.30	文中の「健康診査」は「健康診断」に改める。	「健康診査」で記載させていただきます。
18	P.31	次のように見直す。 「 <u>団塊の世代が高齢者の仲間入りをし、</u> 」 (見直し案) 「 <u>団塊の世代が後期高齢者の仲間入りをし、</u> 」	ご指摘のとおり改めます。
19	P.34	次の部分を見直す。 図表 3-3-1 「ケアプランの点検実施事業所数」 (見直し案) 図表 3-3-1 「ケアプランの点検実施件数」	ご指摘のとおり改めます。
20	P.39	第8期(現状)における課題を把握した上で、第9期においては、具体的に取り組む内容を記載すべきではないか。第9期における具体的な取り組みが示されていないように思われる。	人材確保及び生産性の向上につきましては、国や県の動向を踏まえ、また、関係事業所のご意見を参考にしながら取り組みを進めてまいります。
21	P.39	次の部分を見直す。	ご指摘のとおり改めます。

		「4 市町村独自のサービス給付等 これらはは」 (見直し案) 「4 市町村独自のサービス給付等 これらは」	
22	P.46	図表 3-4-10 徘徊模擬訓練実施数の見込量において、令和5年度の見込値は、実施数1 参加人数 60 前後年度との整合性はどうか。	参加人数は実施箇所に比例するものではありません。
23	P.47	次の部分を見直す。 「地域包括支援センターを中心に、 <u>庁内</u> や社会福祉協議会等の関係機関と連携し、」 (見直し案) 「地域包括支援センターを中心に、関係部署や社会福祉協議会等の関係機関と連携し、」 出前講座参加者数の令和5年度の見込値は、50を40としたほうがよいのでは。	ご指摘のとおり、「庁内」を「関係部署」に改めます。 また、令和5年度の見込値は第8期計画時の数値です。
24	P.48	次の部分を見直す。 「速やかに地域包括支援センターや <u>市役所</u> に相談するよう周知を図ります。」 「今後、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ慢性疾患又は認知症等の <u>高齢者の増加</u> 」 (見直し案) 「速やかに地域包括支援センターや <u>関係部署</u> に相談するよう周知を図ります。」 「今後、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ慢性疾患又は認知症等の増加」	ご指摘のとおり、「市役所」を「関係部署」に改めます。 「高齢者」はそのまま記載します。
25	P.54	図表 3-4-28 老人福祉車購入費助成事業の見込量について、利用	計画値については、利用実績や人口等の推移、社会的背景等

	者数の計画値について、実績・見込値を鑑みれば、35を55で見込むべきではないか。	を考慮して見込んでいます。
--	--	---------------

※ 提出された意見等は、その意見等の趣旨から外れないように要約等してあります。